

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	県固定資産税 (大規模償却資産)	不動産取得税
愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例	S45.7	○工業生産設備等取得額 2,700 万円超	過疎地域	○3年間減免	—	○取得時 ○課税免除
愛媛県半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例	S62.3	○工業生産設備取得額 ・資本金 1,000 万円以下 500 万円以上 ・資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下 1,000 万円以上 ・資本金 5,000 万円超 2,000 万円以上 ※情報サービス業等は 500 万円以上	半島地域	○税率 初年度 基本税率×0.5 2年度 基本税率×0.75 3年度 基本税率×0.875	—	○取得時 ○税率 土地 0.3/100 家屋 0.4/100
愛媛県原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例	H14.10	○工場生産設備等取得額 ・製造業 2,700 万円超 ・道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は 卸売業 2,700 万円超かつ新規雇用 15 名超	原発立地地域	○税率 初年度 基本税率×0.5 2年度 基本税率×0.75 3年度 基本税率×0.875	—	○取得時 ○税率 土地 0.3/100 家屋 0.4/100
愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例	H25.7	○工業生産設備取得額 ・資本金 5,000 万円以下 500 万円以上 ・資本金 5,000 万円超 1 億円以下 1,000 万円以上 ・資本金 1 億円超 2,000 万円以上 ※情報サービス業等は 500 万円以上	離島振興対策 実施地域	○3年間減免	—	○取得時 ○課税免除
愛媛県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例	H28.3	○特定業務施設取得額 ・資本金 1 億円超 3,800 万円超 ・資本金 1 億円以下 1,900 万円超 ○増加雇用 対象施設の従業員数 5 名以上かつ、計画期間内に 5 名以上の新規雇用（中小企業者は 2 名以上）	地方活力向上 地域	○税率 初年度 基本税率×0.5 2年度 基本税率×0.75 3年度 基本税率×0.875 ※移転型事業であること	—	○取得時 ○税率 土地 0.3/100 家屋 0.4/100

〈奨励金〉

条例名・制度名	制定年月	対象者	対象者の要件	対象地域	交付条件		
					交付対象事業等	交付額等	限度額
愛媛県企業立地 促進要綱	S57.6 H31.3 改正	立地企業	指定工場 (1)指定対象業種 ・製造業 ・流通 4 業種（道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、こん包業）等 (2)指定要件 ・投下固定資産額が 1 億円（南予地域への立地は 3,000 万円）以上 ・新規県内雇用者 10 人（南予地域への立地は 3 人）以上（常用雇用者に限る） ・指定後 3 年以内に操業を開始すること	県内全域	○投下固定資産額に係る奨励金	○工場建設等に伴う投下固定資産額の一定割合（10～20%。食品関連は 15～25%）	○1 指定工場当たり 5～10 億円
					○キックオフ奨励金	○操業初動時の事業安定化に資すると知事が認めるガス、電気などの公共サービス代金等に係る経費の 1/2 相当額	○1,000 万円
					○雇用促進助成金	○新たに県内から雇用した常用労働者数×50 万円 ○新たに県外から雇用した常用労働者数×25 万円 ○県外から県内に住所を移転した常用労働者×25 万円	○5 億円
愛媛県事業用資産リース支援要綱	H13.3 H27.1 改正	立地企業	指定工場 (1)指定対象業種 ・製造業 ・流通 4 業種（道路貨物運送業、倉庫	県内全域	○民間の貸しビル等で、直接事業の用に供する土地、建物、設備	○適正な賃料の 1/2 相当額	○年 2,000 万円 ○5 年間

			業、卸売業、こん包業)等 (2)指定要件 ・投下固定資産額が1億円(南予地域への立地は3,000万円)以上 ・新規県内雇用者10人以上(常用雇用者に限る) ・貸付契約後2年以内に操業を開始すること		○雇用促進助成金	○新たに県内から雇用した常用労働者数×50万円 ○新たに県外から雇用した常用労働者数×25万円 ○県外から県内に住所を移転した常用労働者×25万円	○5億円
愛媛県情報通信 関連企業立地促 進要綱	H14.12 H30.4 改正	立地企業	(1)指定対象業種 情報通信関連企業(コールセンター・データセンター・事務処理センター、情報サービス業及びインターネット附随サービス業) (2)指定要件 指定事業所に指定後1年以内に操業を開始すること (3)雇用者 ・コールセンター、データセンター、事務処理センター 20人以上(常用労働者に限る。) ・情報サービス業及びインターネット附随サービス業 5人以上(常用労働者に限る。)	県内全域	○事業用資産の賃借料に係る奨励金	○賃借料の1/2相当額	○年2,000万円 ○5年間 ※情報サービス業及びインターネット附随サービス業の限度額 新規雇用者数5名以上10名未満 500万円、10名以上1,000万円、3年以内
					○通信回線使用料に係る奨励金	○通信回線使用料の1/2相当額	
					○投下固定資産額に係る奨励金	○投下固定資産額の10~15%	○5億円
					○雇用促進助成金	○新たに県内から雇用した常用労働者数(正社員)×50万円、(契約社員、パート等)×30万円 ※新たに県外から雇用した常用労働者、県外から県内に住所を移転した常用労働者はそれぞれ1/2の額(5年以内)	
					○キックオフ奨励金	○操業初動時の事業安定化に資すると知事が認めるガス、電気などの公共サービス代金等に係る経費の1/2相当額	○300万円
愛媛県立地企業 生産拠点化促進 要綱	H27.4	製造業	○県内立地後10年以上の企業 ○建物、生産設備等の設置に係る工程、投資額等の適切な投資計画があること ○5年以内の投下固定資産額(土地を除く)が50億円以上であること	県内全域	○生産拠点化等を行うおとする工場の建物及びその附属設備、構築物並びに機械装置等 ○既存施設撤去費用	○新規地元雇用者数(県外転入者等含む)10人以上の場合(土地を除く投下固定資産額+既存施設撤去費用の1/3)×7%以内 ○新規地元雇用者数(県外転入者等含む)10人未満の場合(土地を除く投下固定資産額+既存施設撤去費用の1/3)×4%以内	○5億円

〈リース〉

リース主体	適用基準	優遇措置の内容
愛媛県	次に掲げる要件のいずれにも該当する工場等であって、知事の指定を受けた指定工場等新增設者に対し、土地等を貸し付けることがある 指定工場 (1)指定対象業種 ・製造業 ・流通4業種(道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、こん包業)等 (2)指定要件 ・貸付契約後2年以内に操業を開始すること ・新規県内雇用者数10人以上(常用雇用者に限る)	愛媛県事業用資産リース支援要綱に基づき、リース料を減額することができる 1.減額する額 適正なリース料の1/2相当額 2.限度額 1年につき2,000万円 3.期間 5年以内